

○岡山県後期高齢者医療広域連合監査事務部局処務規程

平成30年3月30日
監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合監査事務部局（以下「事務部局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 事務部局に書記長及び書記を置く。

2 書記長は総務課長を、書記は総務課職員から充てる。

3 第1項に定めるもののほか、事務部局に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 書記長は、監査委員の命を受け、事務部局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、書記長の職務を補佐し、書記長が不在又は欠けたときは、その職務を代理する。この場合、あらかじめ書記長が代理を行う書記の順位を定めておくものとする。

3 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(書記長の専決事項)

第4条 書記長は、次の事項を専決する。

(1) 所属職員の服務に関すること。

(2) 出張命令に関すること。

(3) 依頼、通知、照会、回答及び資料の収集並びに諸報告に関すること。

(4) 公文書の公開の決定に関すること。

(5) 個人情報の開示又は訂正の決定に関すること。

(6) 前各号のほか、監査委員の決裁を受けるべき事案に当てはまらない軽易な事項に関すること。

(公印)

第5条 公印の名称、寸法、書体、使用区分及び公印保管者（以下「保管者」という。）は、別表のとおりとする。

2 公印の保管、使用等の取扱いについては、岡山県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第6号）を準用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱い、職員の服務等に関しては、岡山県後期高齢者医療広域連合の例による。

附 則

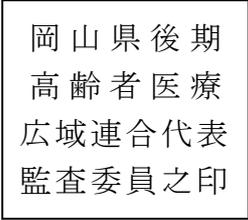
(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員公印規程（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第1号）は廃止する。

別表（第5条関係）

公印の名称	寸法 (ミメートル)	ひな形	使用区分	公印保管者
岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員印	方21		監査委員名をもってするとき。	書記長
岡山県後期高齢者医療広域連合代表監査委員之印	方21		代表監査委員名をもってするとき。	書記長